

変更に係る届出書(令和 年度)

基本情報

フリガナ			
法人名			
法人所在地	〒	<input type="text"/>	<input type="text"/>
フリガナ			
書類作成担当者			
連絡先	電話番号	<input type="text"/>	E-mail <input type="text"/>

処遇改善計画書の内容について、次のとおり変更するので、必要書類を添えて届け出ます。

1 変更が生じた日	令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日																					
2 届出を行う理由	<p>・①～⑥のうち、届出を行うすべての項目に○印を記入すること。 ・①～⑤に係る変更があった場合には、「記載すべき事項」欄に定める事項を「3 変更の概要」欄に記載して届け出ること。また、本届出書と併せて、変更内容に応じた「提出すべき書類」を、変更事項を反映した上で提出すること。 ・⑥に係る変更のみである場合には、実績報告書を提出する際に、⑥に定める事項を記載した本紙を付して届け出ること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更事項</th> <th>記載すべき事項</th> <th>提出すべき書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 【法人等に関する事項】【共通】 会社法(平成17年法律第86号)の規定による吸収合併、新設合併等による、計画書の作成単位の変更</td> <td>—</td> <td>・別紙様式2-1</td> </tr> <tr> <td>② 【対象事業所に関する事項】【共通】 複数の介護サービス事業所等について一括して申請を行う事業者における、当該申請に係る介護サービス事業所等の増減(新規指定、廃止等の事由による。)</td> <td>—</td> <td>(旧処遇改善加算)別紙様式2-1の2(1)及び別紙様式2-2、(旧特定加算)別紙様式2-1の2(1)及び3(6)並びに別紙様式2-2、(旧ベースアップ等加算)別紙様式2-1の2(1)及び3(3)並びに別紙様式2-2、(新加算)別紙様式2-1の2(1)、3(2)及び3(6)、別紙様式2-3並びに別紙様式2-4</td> </tr> <tr> <td>③ 【キャリアパス要件ⅠからⅢまでにに関する変更】【旧処遇改善加算、新加算】 キャリアパス要件ⅠからⅢまでにに関する適合状況の変更(算定する旧処遇改善加算及び新加算の区分に変更が生じる場合に限る。)</td> <td>キャリアパス要件ⅠからⅢまでにに関する変更の内容</td> <td>・別紙様式2-1の2(1)及び3(4)から(7)まで ・別紙様式2-2 ・別紙様式2-3 ・別紙様式2-4</td> </tr> <tr> <td>④ 【キャリアパス要件Ⅴに関する変更】【旧特定加算、新加算Ⅰ】 ・介護福祉士等の配置要件に関する適合状況の変更に伴う、該当する加算の区分の変更 ・喀痰吸引を必要とする利用者の割合についての要件等を満たせないことにより、入居継続支援加算や日常生活継続支援加算を算定できない状況が常態化し、3か月以上継続した場合</td> <td>・介護福祉士等の配置要件の変更に係る部分の内容 ・入居継続支援加算や日常生活継続支援加算を算定できない状況が常態化し、3か月以上継続したことに係る内容</td> <td>・別紙様式2-1の3(7) ・別紙様式2-2 ・別紙様式2-3 ・別紙様式2-4</td> </tr> <tr> <td>⑤ 【区分変更及び新規算定に関する事項】【共通】 ・算定する新加算等の区分の変更を行う ・新加算等を新規に算定する</td> <td>—</td> <td>(旧処遇改善加算、旧特定加算及び旧ベースアップ等加算)別紙様式2-1及び2-2 (新加算)別紙様式2-1、2-3及び2-4</td> </tr> <tr> <td>⑥ 【就業規則に関する事項】【共通】 就業規則を改訂(介護職員の処遇に関する内容に限る。)</td> <td>当該改訂の概要</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	変更事項	記載すべき事項	提出すべき書類	① 【法人等に関する事項】【共通】 会社法(平成17年法律第86号)の規定による吸収合併、新設合併等による、計画書の作成単位の変更	—	・別紙様式2-1	② 【対象事業所に関する事項】【共通】 複数の介護サービス事業所等について一括して申請を行う事業者における、当該申請に係る介護サービス事業所等の増減(新規指定、廃止等の事由による。)	—	(旧処遇改善加算)別紙様式2-1の2(1)及び別紙様式2-2、(旧特定加算)別紙様式2-1の2(1)及び3(6)並びに別紙様式2-2、(旧ベースアップ等加算)別紙様式2-1の2(1)及び3(3)並びに別紙様式2-2、(新加算)別紙様式2-1の2(1)、3(2)及び3(6)、別紙様式2-3並びに別紙様式2-4	③ 【キャリアパス要件ⅠからⅢまでにに関する変更】【旧処遇改善加算、新加算】 キャリアパス要件ⅠからⅢまでにに関する適合状況の変更(算定する旧処遇改善加算及び新加算の区分に変更が生じる場合に限る。)	キャリアパス要件ⅠからⅢまでにに関する変更の内容	・別紙様式2-1の2(1)及び3(4)から(7)まで ・別紙様式2-2 ・別紙様式2-3 ・別紙様式2-4	④ 【キャリアパス要件Ⅴに関する変更】【旧特定加算、新加算Ⅰ】 ・介護福祉士等の配置要件に関する適合状況の変更に伴う、該当する加算の区分の変更 ・喀痰吸引を必要とする利用者の割合についての要件等を満たせないことにより、入居継続支援加算や日常生活継続支援加算を算定できない状況が常態化し、3か月以上継続した場合	・介護福祉士等の配置要件の変更に係る部分の内容 ・入居継続支援加算や日常生活継続支援加算を算定できない状況が常態化し、3か月以上継続したことに係る内容	・別紙様式2-1の3(7) ・別紙様式2-2 ・別紙様式2-3 ・別紙様式2-4	⑤ 【区分変更及び新規算定に関する事項】【共通】 ・算定する新加算等の区分の変更を行う ・新加算等を新規に算定する	—	(旧処遇改善加算、旧特定加算及び旧ベースアップ等加算)別紙様式2-1及び2-2 (新加算)別紙様式2-1、2-3及び2-4	⑥ 【就業規則に関する事項】【共通】 就業規則を改訂(介護職員の処遇に関する内容に限る。)	当該改訂の概要	—
	変更事項	記載すべき事項	提出すべき書類																			
	① 【法人等に関する事項】【共通】 会社法(平成17年法律第86号)の規定による吸収合併、新設合併等による、計画書の作成単位の変更	—	・別紙様式2-1																			
	② 【対象事業所に関する事項】【共通】 複数の介護サービス事業所等について一括して申請を行う事業者における、当該申請に係る介護サービス事業所等の増減(新規指定、廃止等の事由による。)	—	(旧処遇改善加算)別紙様式2-1の2(1)及び別紙様式2-2、(旧特定加算)別紙様式2-1の2(1)及び3(6)並びに別紙様式2-2、(旧ベースアップ等加算)別紙様式2-1の2(1)及び3(3)並びに別紙様式2-2、(新加算)別紙様式2-1の2(1)、3(2)及び3(6)、別紙様式2-3並びに別紙様式2-4																			
	③ 【キャリアパス要件ⅠからⅢまでにに関する変更】【旧処遇改善加算、新加算】 キャリアパス要件ⅠからⅢまでにに関する適合状況の変更(算定する旧処遇改善加算及び新加算の区分に変更が生じる場合に限る。)	キャリアパス要件ⅠからⅢまでにに関する変更の内容	・別紙様式2-1の2(1)及び3(4)から(7)まで ・別紙様式2-2 ・別紙様式2-3 ・別紙様式2-4																			
	④ 【キャリアパス要件Ⅴに関する変更】【旧特定加算、新加算Ⅰ】 ・介護福祉士等の配置要件に関する適合状況の変更に伴う、該当する加算の区分の変更 ・喀痰吸引を必要とする利用者の割合についての要件等を満たせないことにより、入居継続支援加算や日常生活継続支援加算を算定できない状況が常態化し、3か月以上継続した場合	・介護福祉士等の配置要件の変更に係る部分の内容 ・入居継続支援加算や日常生活継続支援加算を算定できない状況が常態化し、3か月以上継続したことに係る内容	・別紙様式2-1の3(7) ・別紙様式2-2 ・別紙様式2-3 ・別紙様式2-4																			
	⑤ 【区分変更及び新規算定に関する事項】【共通】 ・算定する新加算等の区分の変更を行う ・新加算等を新規に算定する	—	(旧処遇改善加算、旧特定加算及び旧ベースアップ等加算)別紙様式2-1及び2-2 (新加算)別紙様式2-1、2-3及び2-4																			
⑥ 【就業規則に関する事項】【共通】 就業規則を改訂(介護職員の処遇に関する内容に限る。)	当該改訂の概要	—																				
3 変更の概要																						

令和 年 月 日

(法人名)

(代表者名)

<input type="text"/>
<input type="text"/>

特別な事情に係る届出書(令和 年度)

基本情報

フリガナ			
法人名			
法人所在地	〒		
フリガナ			
書類作成担当者			
連絡先	電話番号		E-mail

1. 事業の継続を図るために、介護職員等の賃金を引き下げる必要がある状況について

当該法人の収支(介護事業に限る。)について、サービス利用者数の大幅な減少などにより経営が悪化し、一定期間にわたり収支が赤字である、資金繰りに支障が生じるなどの状況について記載

--

2. 賃金水準の引き下げの内容

--

3. 経営及び賃金水準の改善の見込み

--

※ 経営及び賃金水準の改善に係る計画等を提出し、代替することも可。

4. 賃金水準を引き下げることについて、適切に労使の合意を得ていること等について

労使の合意の時期及び方法等について記載

--

令和 年 月 日

(法人名)
 (代表者名)